

個人が申請 生活支援	■休業で家計が維持できない	貸付 緊急小口資金（特例）	貸付上限10万円（特別な場合は20万円） 据置期間：1年以内、償還期間：2年以内	弥富市社会福祉協議会 0567-65-8105	
	■失業で家計が維持できない	貸付 総合支援資金（特例）	貸付上限 単身～15万円、複数：～20万円 据置期間：1年以内、償還期間：10年以内		
	■離職・減収等で住宅を失った・失うかも （減収対象が拡大）	給付 住宅確保給付金	家賃実費支給、3万7千円～5万8千円を給付 支給期間：原則3か月		弥富市役所 特別定額給付金室 0567-65-1111（代表）
	■新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策	給付 生活支援給付金	1人一律10万円を給付（すべての国民対象・所得制限なし）申請方法は、住民基本台帳をもとに申請書類を送付し、返信で金融機関 口座番号に振り込みまたは、オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者のみ）		
	■減収で公共料金が払えない	延長 公共料金等の支払い	【電気・ガス料金】大手電力会社・ガス会社は支払いを1か月延長できる 【電話料金】NTT・KDDI・ソフトバンクの通信大手3社は、2月末以降の支払いとなっている携帯電話や固定電話の料金を5月末まで支払い期限を延長できる 【水道・下水道料金】収入が大幅に減少した等、水道料金等の支払いが困難な場合は支払いに関する相談ができる		電気・ガス・電話料金 各契約会社 水道料金 海部南部水道企業団 0567-32-3111 下水道料金 弥富市役所 下水道課 0567-65-1111（代表）
	■り患・廃業などにより税金が払えない	猶予・減免 税の納税猶予・減免制度	【所得税】【個人住民税】【固定資産】の猶予 【国民健康保険・後期高齢者医療】の減免 ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合 ・納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合 ・納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合 【住宅ローン減税】猶予 入居が遅れた場合の対象期間延長		弥富市役所収納課 0567-65-1111（代表） ※住宅ローン減税は税務課
	■家計が急変し授業料が払えない学生	支援 就学支援新制度	大学、短期大学、高等専門学校などに通う学生 【貸与型奨学金】 無利子 目安年収～約800万円、有利子～約1100万円 【授業料等減免、給付型奨学金】 住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯		日本学生支援機構 奨学金支援センター 0570-666-301
事業主が申請 休業補償	■従業員に休業してもらうなら	助成 雇用調整助成金（コロナ特例）	休業等助成1人1日8,330円まで 助成率は、企業規模・雇用状況で変動	愛知労働局あいち雇用助成室 052-219-5518	
	■子供がいる従業員のために	助成 小学校休業等対応助成金（労働者雇用向け）	小学校休校で労働者が有給休暇取得の場合 上限8,330円を上限に、賃金相当額を助成	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999	
	■子どもがいるフリーランスのために	助成 小学校休業等対応支援金（フリーランス向け）	小学校等休校で休業したフリーランス 1日あたり4,100円（定額）を助成		
	■事業者向け休業要請協力金	給付 愛知県・弥富市 新型コロナウイルス感染症対策協力金	休業要請・営業時間短縮の要請に協力した事業者に50万円（理美容20万円）を支給 ※対象施設、条件あり	弥富市役所 商工観光課 0567-65-1111（代表）	